

設立認証申請

特定非営利活動法人縦覧用書類
(令和 7 年 11 月 14 日受付分)

特定非営利活動法人
伊丹ジュニア T & F クラブ

縦覧期間

令和 7 年 11 月 14 日 (金) から
令和 7 年 11 月 28 日 (金) まで

特定非営利活動法人伊丹ジュニアT & F クラブ定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人伊丹ジュニアT & F クラブという。なお、名称中のT & Fは、トラックアンドフィールドと読む。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を、兵庫県伊丹市昆陽北1-1-1に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、兵庫県伊丹市を中心とした小中学生などジュニア世代に対して陸上競技を行う環境を提供し、日頃の陸上競技への取り組みにより、地域のスポーツ振興、競技力の向上及び陸上競技を通じた青少年の健全な育成を図ることを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 社会教育の推進を図る活動
- (2) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (3) 子どもの健全育成を図る活動
- (4) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として、次の事業を行う。

- (1) 陸上競技クラブ運営事業
- (2) 陸上競技イベント開催事業
- (3) 陸上競技の指導者養成を図る事業
- (4) その他、当法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(会員の種類)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し賛助するために入会した個人及び団体

(入会)

- 第7条 会員の入会については、特に条件は定めない。
- 2 会員として入会しようとするものは、その旨を文書で会長に申し込むものとする。
 - 3 会長は、前項の申し込みがあったとき、正当な理由がない限り、入会を認めなければならぬ。
 - 4 会長は、第2項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもつて本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

- 第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

- 第9条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。
- (1) 退会の申し出があったとき。
 - (2) 本人が死亡若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき。
 - (3) 除名されたとき。

(退会)

- 第10条 会員は、退会しようとするときは、その旨を文書で会長に提出して任意に退会することができる。

(除名)

- 第11条 会員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを除名することができる。
- (1) この定款に違反したとき。
 - (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- 2 前項の規定により会員を除名しようとする場合は、議決の前に当該会員に弁明の機会を与えるなければならない。

(拠出金品の不返還)

- 第12条 既に納入した入会金及び会費並びにその他の拠出金品は、これを返還しない。

第4章 役員

(種別及び定数)

- 第13条 この法人に、次の役員を置く。
- (1) 理事 3人以上7人以内
 - (2) 監事 1人以上2人以内

2 理事のうち1人を会長とし、1人以上2人以内を副会長とする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 会長及び副会長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 法第20条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることができない。
- 5 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねてはならない。

(職務)

第15条 会長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 会長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び総会又は理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 5 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況若しくはこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、又は理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、任期満了前に、就任後2事業年度が終了した後の総会において後任の役員が選任された場合には、当該総会が終結するまでを任期とし、また、任期満了後後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。
- 3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを解任することができる。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

2 前項の規定により役員を解任しようとする場合は、議決の前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

(報酬等)

第19条 役員は無報酬とする。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

第5章 総会

(種別)

第20条 この法人の会議は、総会及び理事会の2種とする。

2 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(構成)

第21条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第22条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散及び合併
- (3) 会員の除名
- (4) 事業計画及び予算
- (5) 事業報告及び決算
- (6) 役員の選任及び解任
- (7) 役員の職務及び報酬
- (8) 入会金及び会費の額
- (9) 資産の管理の方法
- (10) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (11) 解散における残余財産の帰属
- (12) 事務局の組織及び運営
- (13) その他運営に関する重要事項

(開催)

第23条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。

(2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的を記載した書面により招集の請求があつたとき。

(3) 監事が第15条第5項第4号の規定に基づいて招集するとき。

(招集)

第24条 総会は、前条第2項第3号の場合を除いて、会長が招集する。

2 会長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があつたときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときには、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第25条 総会の議長は、その総会に出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第26条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することはできない。

(議決)

第27条 総会における議決事項は、第24条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 前2項の規定にかかわらず、理事又は正会員が、総会の目的である事項について提案した場合において、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があつたものとみなす。

(表決権等)

第28条 各正会員の表決権は、平等なものとする。

2 やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、第26条、前条第2項、次条第1項第3号及び第47条の規定の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その事項について表決権を行使することができない。

(議事録)

第29条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員の現在数
 - (3) 総会に出席した正会員の数（書面表決者、電磁的方法による表決者及び表決委任者がある場合にあってはその数を付記すること。）
 - (4) 議長の選任に関する事項
 - (5) 審議事項
 - (6) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (7) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及び総会において選任された議事録署名人2人以上が、記名・押印又は署名・押印しなければならない。
- 3 前2項の規定にかかわらず、正会員全員が書面又は電磁的記録による同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
- (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
 - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
 - (3) 総会の決議があったものとみなされた日及び正会員総数
 - (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第6章 理事会

(構成)

第30条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第31条 理事会は、この定款に別に定める事項のほか、次の事項を議決する。

- (1) 事業計画及び予算の変更
- (2) 総会に付議すべき事項
- (3) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (4) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(開催)

第32条 理事会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の2分の1以上から会議の目的を示して招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第5項第5号に基づき監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第33条 理事会は、会長が招集する。

- 2 会長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は

電磁的方法により、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第34条 理事会の議長は、会長がこれにあたる。

(定足数)

第35条 理事会は、理事総数の過半数の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第36条 理事会における議決事項は、第33条第3項の規定によってあらかじめ通知された事項とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第37条 各理事の表決権は、平等なものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、第35条及び次条第1項第3号の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 議決すべき事項について、特別の利害関係を有する理事は、その事項について表決権を行使することができない。

(議事録)

第38条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所
(2) 理事の現在数
(3) 理事会に出席した理事の数及び氏名（書面表決者又は電磁的方法による表決者にあってはその旨を付記すること。）
(4) 審議事項
(5) 議事の経過の概要及び議決の結果
(6) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人が記名・押印又は署名・押印しなければならない。

第7章 資産

(資産の構成)

第39条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1) 設立当初の財産目録に記載された資産
(2) 入会金及び会費

- (3) 寄附金品
- (4) 資産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の管理)

第40条 この法人の資産は、会長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

第8章 会計

(会計の原則)

第41条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(事業年度)

第42条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び予算)

第43条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、毎事業年度、会長の責任のもと作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第44条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、前事業年度の予算に準じ執行することができる。

2 前項の規定による執行は、新たに成立した予算に基づくものとみなす。

(予算の追加及び更正)

第45条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第46条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、会長の責任のもと作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

第9章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第47条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の議決を経、かつ、法第25条第3項に定める以下の事項に係る定款の変更の場合、所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁の変更を伴うものに限る）
- (5) 社員の資格の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項（役員の定数に係るものを除く）
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合には、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき者に係るものに限る）
- (10) 定款の変更に関する事項

(解散)

第48条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功的不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 他団体との合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の議決を経なければならない。

3 第1項第2号の事由によりこの法人が解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第49条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、解散総会において選定した法人に譲渡するものとする。

(合併)

第50条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第10章 公告の方法

(公告の方法)

第51条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。
ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。

第11章 事務局

(事務局の設置)

第52条 この法人に、この法人の事務を処理するため、事務局を設置することができる。
2 事務局には、事務局長及び必要な職員を置くことができる。

(職員の任免)

第53条 事務局長及び職員の任免は、会長が行う。

(組織及び運営)

第54条 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

第12章 雜則

(施行細則)

第55条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、会長がこれを定める。

附則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。

理 事 (会長)	戸 田 龍 起
理 事 (副会長)	原 田 敬 三
理 事 (副会長)	酒 井 泰 文
理 事	栗 生 桂 治
理 事	吉 井 稔 雄
理 事 (事務局長)	藤 原 知 広
監 事	村 富 尚 樹

- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、この法人の成立の日から2026年6月30日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業年度は、第42条の規定にかかわらず、この法人の成立の日から2026年3月31日までとする。
- 5 この法人の設立当初の事業計画及び予算は、第43条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 6 この法人の設立当初の入会金及び年会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 正会員	入会金	会費
個人	0円	0円
(2) 賛助会員 (1口以上)	入会金	会費
個人 (1口)	0円	5,000円
団体 (1口)	0円	10,000円

役員名簿

特定非営利活動法人伊丹ジュニアT & F クラブ

役名	ふりがな 氏名	住所又は居所	報酬の 有無
理事 会長	とだ たつき 戸田 龍起	[REDACTED]	無
理事 副会長	はらだ けいぞう 原田 敬三	[REDACTED]	無
理事 副会長	さかい やすふみ 酒井 泰文	[REDACTED]	無
理事	あお けいじ 栗生 桂治	[REDACTED]	無
理事	よしい としお 吉井 稔雄	[REDACTED]	無
理事 事務局長	ふじわらともひろ 藤原 知広	[REDACTED]	無
監事	むらとみ なおき 村富 尚樹	[REDACTED]	無

設立趣旨書

1 趣 旨

スポーツ庁の方針により、全国的に中学校の部活動の地域移行が進められていますが、伊丹市では2026年度に、平日・休日を含めて、部活動を完全に地域移行することが決定しています。

現在、伊丹市の中学校8校中6校に陸上競技部が存在し、1・2年生だけでも200名を超える中学生が活動をしています。一方、今後の地域移行を見据えると、伊丹市における部活動に代わる陸上競技の受け皿は不十分で、このままでは、中学生が陸上競技を続ける環境が消滅してしまう懸念があります。今後、伊丹市を中心とした中学生が陸上競技を継続できるように、陸上競技を行う中学生の受け皿となる組織を作り、陸上競技経験者による指導体制構築を図るべく、この度、本特定非営利活動法人を設立することと致しました。

尚、本件については、伊丹市教育委員会、及び伊丹市陸上競技協会と連携して検討を進めていることに加え、伊丹市に事業拠点と陸上競技部の拠点をもつ住友電気工業株式会社から指導者の派遣を受けることについて承諾を得ていることを申し添えます。

本特定非営利活動法人が認証された後は、伊丹市内の中学校に対して広報活動を行い、部活動廃止後の中学生の参加を募るとともに、体制整備に向けた準備を行います。現時点の想定としては、150名程度の中学生を集めたいと考えております。令和9年度の活動拠点としては、平日は伊丹市立天王寺川中学校と伊丹市立東中学校、伊丹市立西中学校の3校、休日の練習は必要に応じて伊丹市立スポーツセンター陸上競技場や住友総合グランドを中心に活動を行う予定です。また、クラブは中体連の登録を行い、クラブ登録の資格で中学生が中体連の大会に参加できるようにして参ります。

今回、NPO法人の申請をするに至ったのは、今後、活動を充実させて、企業等から寄付などを受ける上で、任意団体ではなく社会的にも認められた公的な組織にしていくことが最善の策であると考えたからです。また、当団体の活動が営利目的ではなく、多くの市民の方々に参画して頂くことが不可欠であるという点からも、特定非営利活動法人格を取得するのが最適であると考えました。

地域のスポーツ振興と青少年の健全育成に貢献できると考えております。

2 申請に至るまでの経過

2008年11月 住友電工と伊丹市教育委員会が「伊丹市中学生陸上教室」をスタート
以後、コロナ禍により中断するまで、伊丹市内の中学生約200名を対象に、毎年
10回程度の教室を実施（指導員：住友電工陸上競技部員、参加費：無償）。

2025年1月 伊丹市教育委員会と関係者の間で、中学校部活動廃止後の民間クラブとしてNPO法人を設立することについて協議開始。以後、継続的に協議を実施。

2025年10月 設立総会開催

2025年10月24日

特定非営利活動法人伊丹ジュニアT&Fクラブ
設立代表者

氏名 戸田 龍起

2025年度事業計画書

特定非営利活動法人伊丹ジュニア T&F クラブ

1. 基本方針

伊丹市の中学校部活動の民間移行が 2026 年 7 月に開始される予定であるため、2025 年度は事業の基盤づくり、具体的には、ホームページや SNS の作成、伊丹市内での普及と啓発活動、2026 年度以降の指導体制検討などに充てる計画である。このため、2025 年度中の事業収益は発生しない。

また、準備の一環として、当クラブとして 2026 年 2 月に兵庫県中体連の団体特例申請を行い、2026 年度以降、兵庫県中体連の大会に参加できる体制を構築しておく計画である。

2. 特定非営利活動に係る事業

定款の事業名	プロジェクト内容(具体的な事業内容)	実施時期・回数	実施場所	受益対象者及び予定人数	収益見込(千円)
(1) 陸上競技クラブ運営事業	陸上競技クラブ運営事業	2026 年度から活動開始	同左	同左	0
(2) 陸上競技イベント開催事業	トップアスリートとの交流および陸上教室	2026 年度から活動開始	同左	同左	0
(3) 陸上競技の指導者養成を図る事業	日本陸上競技連盟公認ジュニアコーチ資格取得	2026 年度から活動開始	同左	同左	0

3. 実施体制案

(1) 会議に関する事項

- ①通常総会 6 月 (通常年)、当年は設立総会に加え、2 月に総会を開催予定
- ②理事会 年 4 回 (通常年)、当年は 2 回

(2) 事務局体制

事務局長 藤原 知広、 事務局スタッフ 小林 久 ほか

2026年度事業計画書

特定非営利活動法人伊丹ジュニア T&F クラブ

1. 基本方針

伊丹市の中学校部活動の民間移行が2026年7月に開始される予定であり、当NPO法人は、そのタイミングから正会員を募集して、クラブとしての活動を本格的に開始するものとする。

日常のクラブとしての活動は、週5回、伊丹市立天王寺川中学校、伊丹市立東中学校など地域クラブとして伊丹市から使用許可を受けた施設を中心に活動を行う。また、当クラブとして兵庫県中体連の団体登録を行い、積極的に大会に参加していく。

指導には、伊丹市の小中学校の兼職教員と、住友電気工業株式会社の陸上競技部OB/OGの社員を中心としたメンバーがあたるものとし、競技の専門性に裏打ちされた指導を行っていく。

2. 特定非営利活動に係る事業

定款の事業名	プロジェクト内容(具体的な事業内容)	実施時期・回数	実施場所	受益対象者及び予定人数	収益見込(千円)
(1) 陸上競技クラブ運営事業	陸上競技クラブ運営事業	週5日間、年200日 (2026年7月～2027年3月)	天王寺川中学校、東中学校、市スポーツセンター 陸上競技場、住友総合グランド、他	伊丹市内中学生のべ30,000名 (約150名×200日)	4,050
(2) 陸上競技イベント開催事業	トップアスリートとの交流および陸上教室	年2回	住友総合グランド	会員のべ300名 (150名×2回)	200
(3) 陸上競技の指導者養成を図る事業	日本陸上競技連盟公認ジュニアコーチ資格取得	年度中分割	日本陸連の指定する兵庫県内の会場で受講	当NPO指導員5名	0

3. 実施体制案

(1) 会議に関する事項

- ①通常総会 6月
- ②理事会 年4回

(2) 事務局体制

事務局長 藤原 知広、 事務局スタッフ 小林 久 ほか

特定非営利活動法人伊丹ジュニアT & F クラブ

2025年度活動予算書

(設立の日から2026年3月31日まで)

(単位：円)

科目	金額	
I 経常収益		
1. 受取会費		
正会員受取会費	0	
賛助会員受取会費	0	0
受取会費計		0
2. 受取寄付金		
受取寄付金	0	0
受取寄付金計		0
3. 受取助成金等		
受取地方公共団体助成金	0	
受取民間助成金	0	
受取助成金計		0
4. 事業収益		
(1) 陸上競技クラブ運営事業	0	
(2) 陸上競技イベント開催事業	0	
(3) 陸上競技の指導者養成を図る事業	0	
事業収益計		0
5. その他収益		
受取利息	0	
雑収入	0	
その他収益計		0
経常収益計		0
II 経常費用		
1. 事業費		
(1) 人件費		
給与手当	0	
法定福利費	0	
人件費計	0	
(2) その他経費		
講師謝金	0	
消耗品費	0	
印刷費	0	
通信費	0	
保険料	0	
会場費	0	
会議費	0	
登録料・試合参加費	0	
雑費	0	
その他経費計	0	
事業費計		0
2. 管理費		
(1) 人件費		
給与手当	0	
法定福利費	0	
人件費計	0	
(2) その他経費		
業務委託料	0	
消耗品費	0	
システム利用料	0	
印刷費	0	
通信費	0	
旅費交通費	0	
保険料	0	
会議費	0	
租税公課	0	
雑費	0	
その他経費計	0	
管理費計		0
経常費用計		0
当期正味財産増減額		0
設立時正味財産額		0
次期繰越正味財産額		0

特定非営利活動法人伊丹ジュニアT & F クラブ

2026年度活動予算書

(2026年4月1日から2027年3月31日まで)

(単位：円)

科目	金額	
I 経常収益		
1. 受取会費	0	
正会員受取会費	0	
賛助会員受取会費	0	
受取会費計	0	
2. 受取寄付金	2,877,600	
受取寄付金	2,877,600	
受取寄付金計	2,877,600	
3. 受取助成金等	0	
受取地方公共団体助成金	0	
受取民間助成金	0	
受取助成金計	0	
4. 事業収益	4,050,000	
(1) 陸上競技クラブ運営事業	200,000	
(2) 陸上競技イベント開催事業	0	
(3) 陸上競技の指導者養成を図る事業	0	
事業収益計	4,250,000	
5. その他収益	0	
受取利息	0	
雑収入	0	
その他収益計	0	
経常収益計	7,127,600	
II 経常費用		
1. 事業費		
(1) 人件費	1,740,800	
給与手当	1,740,800	
法定福利費	0	
人件費計	1,740,800	
(2) その他経費	0	
講師謝金	0	
消耗品費	0	
印刷費	0	
通信費	0	
保険料	197,000	
会場費	1,864,000	
会議費	0	
登録料・試合参加費	700,000	
雑費	1,255,800	
その他経費計	4,016,800	
事業費計	5,757,600	
2. 管理費		
(1) 人件費	0	
給与手当	0	
法定福利費	0	
人件費計	0	
(2) その他経費		
業務委託料	800,000	
消耗品費	300,000	
システム利用料	120,000	
印刷費	0	
通信費	0	
旅費交通費	0	
保険料	0	
会議費	0	
租税公課	0	
雑費	150,000	
その他経費計	1,370,000	
管理費計	1,370,000	
経常費用計	7,127,600	
当期正味財産増減額	0	
前期繰越正味財産額	0	
次期繰越正味財産額	7,127,600	